

社会福祉法人ニュース

2018 冬号 2018.12.1

町田市 地域福祉部 指導監査課 (町田市庁舎7階 窓口番号703)

電話 番号 : 042-724-4094 (法人担当)

電子 メール : fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ : 社会福祉法人の認可等・指導検査 (トップページ>医療・福祉>地域福祉)

<http://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/tiikihukusihoka/fukusininkasidou/index.html>

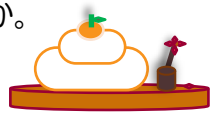


今回のラインナップ

- ホームページで情報公開していますか？
- よくある指摘事項と改善方法
- 定款変更は事前に相談・確認を



今年もいよいよ残りわずかとなりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。来年も指導監査課をよろしくお願いいたします。



ホームページで情報公開していますか？

2017年度4月の法改正で社会福祉法人の情報をインターネットで公表することが義務付けられました。このうち、法人が自らのホームページで公表しなければならない書類は次の3つです (社会福祉法第59条の2第1項、社会福祉法施行規則第10条)。

- ①定款 ②役員等名簿 ③役員等報酬基準

今一度、ホームページのご確認をお願いします。

よくある指摘事項と改善方法

① 意思決定の過程を記録してください

実地指導や定款変更認可の際に「法人として意思決定をしている」ことが分かるものの提出をお願いします。何らかの意思決定をする際は、必ず稟議書や議事録等で記録を残すことを習慣づけてください。(※現在町田市で議事録作成にかかる参考資料を作成中です。)

② 監事を選任するときは、現監事の過半数の同意が必要です

来年度、監事を選任を行う法人がほとんどだと思います。監事選任の議案を評議員会に提出するには、現監事の過半数の同意が必要です。同意書をもらう・議事録に同意を得た旨を記載するなどの対応をしてください。(社会福祉法第43条第3項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項)

③ 「定時評議員会の日」の2週間前日は「中14日」、「1週間前までに通知」は「中7日」と覚えてください

例えば、理事会を6月9日(土)に開催した場合、評議員会の開催は最短で6月24日(日)となります。2週間ちょうどでは「中13日」となり1日足りなくなるのでご注意ください。(社会福祉法第45条の3第1項)

解説：民法140条には「日、週、月又は年によって期間を定めるときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。」と定められています。また、「以前」・「以後」は起算日を含みますが、「前」・「後」は起算日を含まないと解されています。したがって、6月24日の2週間前日とは、23日から数えて2週間(14日)の6月10日の前日となり、6月9日となります。

定款変更は事前に相談・確認を

定款変更の相談、申請が増えてきました。定款変更は受理日から認可まで最長2週間程度をいただいておりますが、書類の不足等により受理に至らず期間を要する場合があります。

① 理事会・評議員会で審議する前にご相談を

書類確認の結果、定款変更案の字句や文言の軽微な修正や調整をお願いすることがありますので、評議員会(理事会)で審議する前にご相談いただく方が万全です。

② あらかじめ必要書類の確認を

町田市ホームページに、定款変更に必要な申請書類や書類ごとの留意事項を掲載しています。場合によっては追加書類等をお願いすることがありますのでご承知おきください。



掲載場所：トップページ>医療・福祉>地域福祉>社会福祉法人の認可等・指導検査>認可等について

トップページ>医療・福祉 カテゴリーを検索：「認可等について」でもアクセスできます。(左図参照)

今年度も法人調査書をご提出いただきありがとうございました。調査書の記載から分かる範囲で、今後留意した方がよいと思われる事項を整理しています。今年度中にお知らせします。

2018年度から福祉総務課認可指導係は「指導監査課」になりました！

既にお知らせしているとおり、2018年度から福祉総務課認可指導係は「指導監査課」になりました。郵送・電話等で福祉総務課につながってしまうと、お待たせすることがありますのでご注意ください。

